# し尿処理に係る事務委託の協議について

平成28年1月

島本町

# 

1.	し尿処理事務に係る事務委託に関する取組の経過	P.1
2.	事業連携ワーキングでの検討内容について	······P.4
3.	今後の予定等について	·····P.9
4.	<b>勉強会・ワーキンググループ要綱</b>	P.10

# 1. し尿処理事務に係る事務委託に関する取組の経過

(平成27年度以降)

○平成27年11月10日

高槻市長に対する申入れ

「高槻市と島本町におけるし尿処理の事務委託の再協議について(依頼)」

○平成27年11月19日

高槻市長から申入れについての回答

「高槻市と島本町におけるし尿処理の事務委託の再協議について(回答)」

○平成27年11月26日

高槻市・島本町広域行政勉強会 開催

【概要】①今後の進め方について

○平成27年12月22日

高槻市・島本町広域行政勉強会事業連携ワーキング 開催

【概要】①リーダー・サブリーダーの選出について

②高槻市・島本町のし尿処理施設の状況・課題について

○平成28年1月15日

高槻市・島本町広域行政勉強会事業連携ワーキング 開催

【概要】①事務委託のシミュレーション作成に向けての検討について



島 政 政 第 3 9 1 号 平成 2 7 年 1 1 月 1 0 日

高槻市長 濱田 剛史 様

島本町長 川 口



高槻市と島本町におけるし尿処理の事務委託の再協議について(依頼)

平素は、本町行政運営に深いご理解とご支援を賜り、厚くお礼申しあげます。 さて、貴市との広域連携のあり方につきましては、高槻市・島本町広域行政勉強会 の再開を契機に、これまで様々な協議をさせていただいているところでございます。

本年1月には、貴市の多大なるご理解のもと、旅券発給事務に係る窓口業務の事務 委託を受託いただき、本町の住民に対する行政サービスの向上に大きく寄与しており ますことに、改めまして深く感謝を申しあげる次第でございます。

急速な高齢化や人口減少の進展、更には社会資本の更新などにより、従来に増して 自治体の行財政運営は厳しさを増す中、効率的・効果的な行政体制の構築が、より一 層求められております。

とりわけ、貴市とは地理的・歴史的また政治的・行政的にも関係は非常に深く、小規模自治体である本町にとりましては、広域連携の推進は、現在また将来的にも最も優先しなければならない、切実かつ重要な課題であると、強く認識しております。

さて、貴市へのし尿処理に係る事務委託につきましては、本町域内でのし尿処理施設の設置に向け、事務を進めてまいりましたが、極めて厳しい行財政運営を強いられる見通しの中、町域内での建設という方針につきまして、再考する必要があるとの結論に至りました。公共施設に関する将来的な諸課題につきまして熟慮を重ねまして、広域連携による事務の委託につきまして、改めて貴市と協議をさせていただきたく、切にお願い申しあげる次第でございます。

町行政として、一旦、町域内での建設を表明いたしており、再協議をお願いすることにつきましては、大変心苦しく、深くお詫び申しあげます。貴市のご理解をいただけますよう、尽力してまいる所存でございますので、事情ご賢察を賜り、何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

なお、貴市域内東上牧に所在します本町衛生化学処理場につきましては、長年にわたり、近隣住民のみなさまの温かいご理解をいただいてまいりましたが、貴市との協議が整いますれば、早期に当該施設を撤去し、跡地を整地いたしますとともに、土壌調査を行い、調査結果に基づき適切に対応してまいります。

その上で、公共の福祉にお役立ていただくために、当該土地を貴市に譲与させていただくことも視野に入れながら、跡地利用の方針について、協議させていただき、最大限の努力を行ってまいる所存でございます。

何卒、本町の厳しい現状をご賢察いただき、特段のご理解とご支援を賜りたく、重ねてお願い申しあげる次第でございます。

高 戦 政 第 5 0 3 号 平成 2 7 年 1 1 月 1 9 日

島本町長 川口 裕 様

高槻市長 濱田 剛史



高槻市と島本町におけるし尿処理の事務委託の再協議について (回答)

平素は、本市の行政運営に対して多大なご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年11月10日付け島政政第391号で「高槻市と島本町におけるし尿処理の事務委託の再協議」について、ご依頼をいただいたところです。

東上牧に立地する貴町衛生化学処理場周辺住民の長年の要望については、本市においても重く受けとめているところであり、早急に解決が図られるべきであること、また、自主的な市町村合併や基礎自治体間の広域連携の推進等、より効率的・効果的な行政体制の構築が求められていることを踏まえ、し尿処理の事務委託の是非については、改めて、「高槻市・島本町広域行政勉強会」において協議・検討させていただきます。

また、貴町からの依頼文書にありますとおり、衛生化学処理場については早急に撤去いただきますようお願い申し上げます。

# 2. 事業連携ワーキングでの検討内容について

# (1) 両市町の現施設の概要

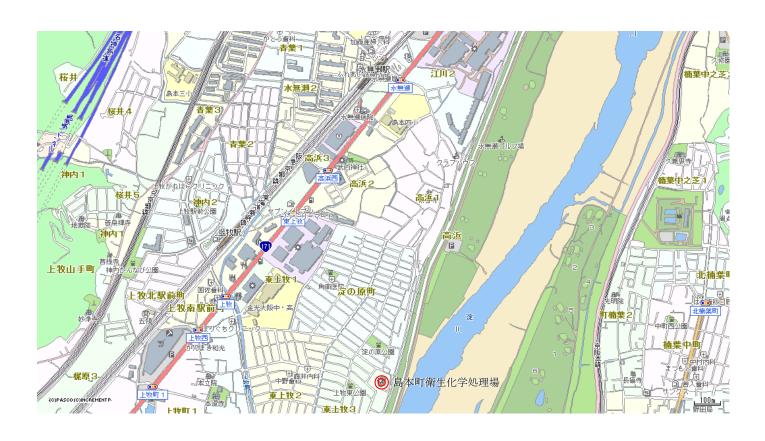
	高槻市	島本町
施設名称	高槻クリーンセンター分室	島本町衛生化学処理場
所在地	高槻市唐崎西一丁目 17番1号	高槻市東上牧三丁目6番7号
処理開始	昭和36年(平成16年度から希釈放流方式)	昭和 40 年
理 M	84 k0/日	34 k0/日
現処理能力 	日平均処理量:35.5kl/日(H26年度)	日平均処理量: 6.8kl/日 (H26年度)
収集車受入台数	21.4 台/日 (H26 年度)	5.5 台/日 (H26 年度)
敷地面積	敷地面積:約 11,300 ㎡	敷地面積: 4, 181 m²
課題等	し尿等処理量の減少に伴う、施設運営 効率の低下。施設の老朽化に伴う維持 管理費の増加。施設更新の検討。	地元自治会からの早期撤去要望への対応。現施設の老朽化に伴う維持管理費の増加。公共下水道の普及に伴う平均処理量の減少。

# <高槻クリーンセンター分室 位置図>





# <島本町衛生化学処理場 位置図>





# (2) 両市町のし尿処理量の推移と将来推計

			高槻	市					島本	町		
左连	生し	尿	浄化槽	汚泥		平成	生し	尿	浄化槽	汚泥		ਜ਼-4
年度	受入量 (kl)	平成 26年 度比	受入量 (kl)	平成 26年 度比	計 (kℓ)	26 年 度比	受入量 (kl)	平成 26年 度比	受入量 (kl)	平成 26年 度比	計 (kℓ)	平成 26年 度比
平成 22 年度	10,873	_	6, 391	_	17, 264	_	983	-	1, 499	-	2, 482	_
平成 23 年度	10, 131	_	5, 845	-	15, 976	_	928	1	1,622	1	2, 550	_
平成 24 年度	9, 388	_	5, 218		14,606	_	910	_	1,524		2, 434	_
平成 25 年度	8, 468	_	5, 264	_	13, 732	_	865	_	1,592	_	2, 457	_
平成 26 年度	7, 771	1	5, 167	1	12, 938	1	772	1	1, 724	1	2, 496	1
平成 27 年度	7, 257	0.93	4, 614	0.89	11,871	0.92	780	1.01	1,503	0.87	2, 283	0.91
平成 28 年度	6, 678	0.86	4, 298	0.83	10, 976	0.85	731	0.95	1, 451	0.84	2, 182	0.87
平成 29 年度	6, 146	0.79	3, 995	0.77	10, 141	0.78	684	0.89	1, 396	0.81	2,080	0.83
平成 30 年度	5, 656	0.73	3, 704	0.72	9, 360	0.72	638	0.83	1, 337	0.78	1, 975	0.79
平成 31 年度	5, 205	0.67	3, 422	0.66	8,627	0.67	594	0.77	1, 277	0.74	1,871	0.75
平成 32 年度	4, 790	0.62	3, 150	0.61	7, 940	0.61	552	0.72	1, 212	0.70	1, 764	0.71
平成 33 年度	4, 408	0.57	2, 887	0.56	7, 295	0.56	510	0.66	1,041	0.60	1, 551	0.62
平成 34 年度	4, 056	0.52	2,631	0.51	6, 687	0.52	470	0.61	860	0.50	1, 330	0.53
平成 35 年度	3, 733	0.48	2, 382	0.46	6, 115	0. 47	431	0.56	678	0. 39	1, 109	0.44

H26年度までは実績。H27年度以降は推計。

# (3) 両市町の処理費等の推移(決算値)

# 【高槻市】

于 ————————————————————————————————————	し家処	収集運搬費	E Z	修繕費	日 日 日 発	然料費		その他	<u> </u>	処理費合計(円)	处理単価(円/k0)	(円/k0)
<b>中</b>	併 (k0)	Ê)	後   (五)   (五)	(月)(室)	米 (元) (五)	Ē)	123.4.4.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	(田) (新	(収集運搬費 除く)	(収集運搬費 含む)	(収集運搬費 除く)	(収集運搬費 含む)
22 年度	17, 264	151, 200, 000	22, 014, 132	10, 369, 562	684, 674 67, 595	62, 292	106, 474, 127	245, 318	139, 855, 408	291, 055, 408	8, 101	16,859
23 年度	15, 976	143, 249, 400	21, 906, 927	7, 335, 798	733, 547	48, 821	101, 083, 440		230, 682   131, 339, 215	274, 588, 615	8, 221	17, 188
24 年度	14,606		127, 735, 020 17, 802, 592	25, 273, 097	514, 966 64, 321	64, 321	85, 162, 076	91,835	91, 835   128, 908, 887   256, 643, 907	256, 643, 907	8,826	17, 571
25 年度	13, 732		122, 850, 000 14, 844, 522	18, 161, 893	1,040,157 23,680	23, 680	74, 872, 775	78,647	78, 647   109, 021, 674   231, 871, 674	231, 871, 674	7,939	16,885
26 年度	12, 938	117, 893, 880   14, 972, 623	14, 972, 623	6, 335, 693	762, 898 87, 258	87, 258	75, 802, 474	78, 106	78, 106 98, 039, 052 215, 932, 932	215, 932, 932	7, 578	16,690

# 【島本町】

九	し尿処調量	収集運搬費	米(三)	修繕費	祖 口 兴	燃料費	大路 大田	その他	処理費合計(円)	(田)提	処理単価(円/k0)	(円/k0)
<u>+</u> ₹	(k0)	(E)	(口) 大(口)	(月)(日)	米 (二)	Ē	に対いては、「コント」	等)(円)(等	(収集運搬費除く)	(収集運搬費会)	(収集運搬費除く)	(収集運搬 費含む)
22 年度	2, 482	12, 781, 125	22, 640, 748	12, 781, 125   22, 640, 748   37, 699, 277   13, 431, 244   1, 533, 336	13, 431, 244	1, 533, 336	8, 125, 027	464, 664	83, 894, 296   96, 675, 421	96, 675, 421	33, 801	38, 951
23 年度	2, 550		21, 095, 101	12, 393, 675 21, 095, 101 28, 789, 922 14, 426, 591 1, 821, 162	14, 426, 591	1, 821, 162	8, 584, 610		459, 858   75, 177, 244   87, 570, 919	87, 570, 919	29, 481	34, 342
24 年度	2, 434	12, 507, 881	20, 283, 251	$\begin{bmatrix} 29, 262, 289 & 17, 239, 715 & 1, 799, 091 \end{bmatrix}$	17, 239, 715	1, 799, 091	8, 813, 054		654, 144   78, 051, 544   90, 559, 425	90, 559, 425	32,067	37, 206
25 年度	2, 457	12, 494, 475	20, 845, 891	30, 247, 242	18, 629, 498 1, 673, 280	1, 673, 280	10, 374, 986	570, 713	570, 713   82, 341, 610   94, 836, 085	94, 836, 085	33, 513	38, 598
26 年度	2, 496	12, 827, 160 20, 988, 750 31, 210, 308 18, 675, 528 1, 465, 191	20, 988, 750	31, 210, 308	18, 675, 528	1, 465, 191	11, 253, 817	277, 122	277, 122 83, 870, 716 96, 697, 876	96, 697, 876	33,602	38, 741

# 3. 今後の予定等について

○平成27年12月~平成28年4月頃

高槻市・島本町広域行政勉強会事業連携ワーキング

(事務委託を行った場合の費用、課題・効果等の検証)

○平成28年4月頃

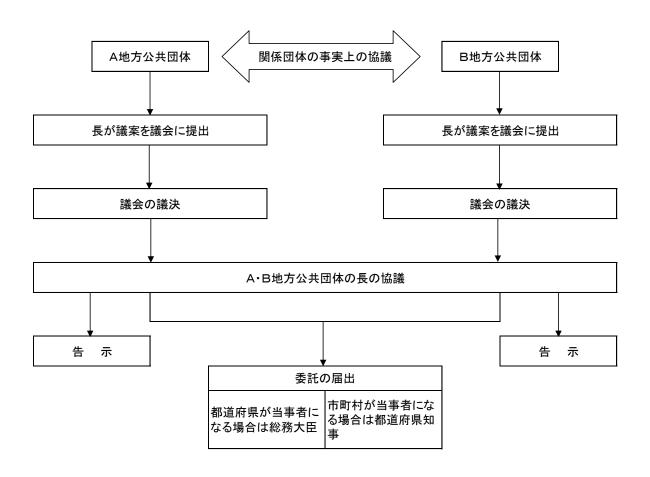
高槻市・島本町広域行政勉強会で報告書の取りまとめ

○報告書取りまとめ後早期

報告書の取りまとめについて、町議会に対して報告

(参考)

## 地方自治法に基づく事務委託の流れ



# 4. 勉強会・ワーキンググループ要綱

高槻市・島本町広域行政勉強会設置要綱

(設置)

第1条 高槻市及び島本町は、広域行政の連携のあり方等について、合併の議論も含め調査・研究するため、高槻市・島本町広域行政勉強会(以下「勉強会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 勉強会の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 広域行政の連携のあり方等についての調査・検討に関すること。
  - (2) 広域連携等に関する高槻市・島本町相互の連絡及び調整に関すること。
  - (3) その他広域連携等に関すること。

(組織)

- 第3条 勉強会は、別表に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。
- 2 勉強会に座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 座長は、勉強会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 座長は、必要と認めるときは、ワーキンググループを設置し、これを招集することができる。この場合、必要に応じてワーキンググループの議事内容を勉強会に報告するものとする。
- 6 ワーキンググループの構成員は、座長が勉強会に諮り、選任する。 (勉強会)
- 第4条 勉強会は、座長が必要に応じて招集する。
- 2 座長は、適当と認める関係機関、関係者及び専門家に対して、勉強会への出席を求め、 その説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 勉強会の庶務は、高槻市総合戦略部政策経営室及び島本町総合政策部政策企画課 において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、勉強会の運営に関し必要な事項は、座長が勉強会に諮って定める。

附則

- この要綱は、平成13年9月3日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年2月5日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年11月14日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月16日から施行する。 附 則

- この要綱は、平成25年7月16日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年9月2日から施行する。

# 別表

高槻市	総合戦略部長
	総合戦略部政策経営室長
	総合戦略部参事
島本町	総合政策部長
	総合政策部次長
	総務部長
	総務部次長

(設置)

- 第1条 高槻市・島本町広域行政勉強会設置要綱第3条第5項の規定に基づき、以下のワーキンググループを設置する。
  - (1) 行財政調査・検討ワーキンググループ
  - (2) 事業連携ワーキンググループ

(所掌事務)

- 第2条 各ワーキンググループの所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 「行財政調査・検討ワーキンググループ」は、両市町の行財政の現状分析、行財政状況の将来予測、合併を含め広域連携等を行った場合の行財政への影響について、外部の専門家も交えて、調査・検討等を行う。
  - (2) 「事業連携ワーキンググループ」は、両市町が共同で実施することにより、相乗効果が見込まれる事業について、調査・検討等を行う。

(組織)

- 第3条 各ワーキンググループは、高槻市・島本町広域行政勉強会(以下「勉強会」という。)の座長(以下「座長」という。)が選任する別表に掲げる所属のうち所属長が指名する者(以下「メンバー」という。)をもって組織する。
- 2 各ワーキンググループに、座長が選任するリーダー及びサブリーダーを置く。
- 3 各リーダーは、各ワーキンググループを代表し、会務を総理する。
- 4 各サブリーダーは、各リーダーを補佐し、各リーダーに事故あるときは、その職務を 代理する。
- 5 各リーダーは、座長の要請があった場合は、各ワーキンググループの議事内容を勉強 会に報告するものとする。

(手続)

- 第4条 ワーキンググループは、各リーダーが必要に応じて招集する。
- 2 各リーダーは、両市町の職員並びに適当と認める関係機関、関係者及び専門家に対して、ワーキンググループへの出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。
- 3 座長は、必要に応じてワーキンググループを招集し、その意見・報告等を聞くことが できる。

(庶務)

第5条 各ワーキンググループの庶務は、高槻市総合戦略部政策経営室及び島本町総合政 策部政策企画課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、 座長が勉強会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成27年9月2日から施行する。

## 別表

### 1 行財政調査・検討ワーキンググループ

高槻市	総合戦略部政策経営室
	総合戦略部財政課
島本町	総合政策部政策企画課
	総務部財政課

# 2 事業連携ワーキンググループ

高槻市	総合戦略部政策経営室
	総合戦略部財政課
島本町	総合政策部政策企画課
	総務部財政課